

吉野川市教育委員会会議録

招集年月日 令和3年3月25日
招集の場所 吉野川市役所東館3階 会議室
開閉会日時 開会 令和3年3月23日 午後2時00分
閉会 令和3年3月23日 午後3時05分

出席委員 教 育 長 栗 洲 敬 司
委 員 川 村 徳 子 委 員 鹿 児 島 康 江
委 員 熊 代 雄 一 郎 委 員 栞 原 奈 麻 美
委 員 貞 野 雅 己

出席職員 副 教 育 長 松 原 勲 副 教 育 長 木 屋 村 雅 信
教 育 総 務 課 長 和 泉 光 弘 生 涯 学 習 課 長 近 藤 秀 樹
学 校 教 育 課 長 浅 山 直 慰

議 案

- (1) 吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (2) 吉野川市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について
- (3) 吉野川市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について
- (4) 吉野川市中学校夜間学級就学援助費交付規則の制定について
- (5) 吉野川市総合型地域スポーツクラブ支援事業補助金交付要綱の制定について
- (6) 吉野川市指定文化財の指定について

報告事項

- (1) 令和3年3月市議会定例会一般質問について
- (2) 山瀬小学校屋内運動場改築工事の進捗状況について
- (3) 学校給食用物資調達納入業者登録について
- (4) 吉野川市修学旅行取消料支援金支給要綱について

教育長職務代理者の指名について

教育長報告

その他

- (1) 令和3年度 入学式の内容について
- (2) 令和3年度 前期学校訪問について
- (3) 東京2020オリンピック聖火リレーについて

会議の経過

栗洲教育長 | ただいまから、吉野川市定例教育委員会を開会します。
委員5名が出席されており定足数に達しています。
前回の会議録の承認をお願いします。(前回会議録署名委員承認)
今回の会議録署名委員に、 委員、 委員を指名。
それでは、議案審議に入ります。
議案(1)「吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則について」事務局よりお願いします。

浅山学校教育課長 | 資料1ページをご覧ください。
本議案は、吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正するものであります。
資料2ページに新旧対照がございますのでご確認ください。
まず、現行の24条の9「事務室長は、校長の監督を受け、学校事務をつかさどり、

事務職員を監督し、学校事務グループを運営する」となっております条項の「学校事務グループを運営する」を除き、「事務職員を監督する」といたします。

これは、今年度から学校事務グループに変わり、本規則第63条により、学校運営への支援を行うため、複数の学校に係る事務を共同処理させる組織として、共同学校事務室を置き、運営していることを受け、表記を訂正するものであります。

加えて、第47条「校長は、県費負担教職員の勤務状況をそれぞれ当該各号に掲げる期日までに委員会に報告しなければならない」との条項を「毎年4月20日までに委員会に報告しなければならない」へ改正いたします。これは、県の規則の改正に則ったものであります。

ご審議のほどお願いいたします。

栗洲教育長

学校事務グループが本年度なくなりまして、共同事務室が設立されたことに伴うものです。もうひとつは、県が変更となったので、市もそろえるものです。

よろしいでしょうか。異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

それでは、議案（2）「吉野川市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。

浅山学校教育課長

資料3ページをご覧ください。

本議案は、吉野川市招致外国青年任用規則の一部を次のとおり、JETプログラム一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部が提示する任用規則案に則った改正を行うものであります。

資料4・5ページの新旧対照表をご確認ください。

4ページ上段、第3条の（8）外国語指導助手の職務に関する条項におきまして、原稿では、「所属長の指示による一般市民を対象とした外国語講座を一週間に1回2時間、夜間に開設すること」とある条項を「地域における国際交流活動への協力」へ改正いたします。これは、来年度から英会話教室が終了することから、任用規則案に則り改正いたします。

つぎに、5ページ上段、第14条（特別休暇）に関する条項におきまして、「外国青年が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年の7月から9月までの期間内における勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間」を追加いたします。

つぎに、同じく第14条の2において、「前項第1号から第4号まで、第13号及び第15号の特別休暇は有給とし、第5号から第12号まで及び第14号の特別休暇は無休とする」という条項を、「前項第1号から第4号まで及び第13号から第16号までの特別休暇は有給とし、第5号から第12号までの特別休暇は無給とする」へ改正いたします。「妊産婦休暇」と「母体保護のための通勤緩和」を有給とするものであります。

その他、表記の訂正ならびに条項の追加による改正となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

栗洲教育長

主にALT、外国語補助指導員の勤務を、より働きやすい環境にするという改正です。ご質問等ございませんか。

委員

第3条「地域における国際交流活動への協力」は、具体的にどのようなことですか。

浅山学校教育課長

例えば、今まででしたら、英会話教室に赴いて、市民の方を対象とした講座を開催しておりました。地域の方による英語に関するイベントがある場合、ゲストとして参加したり、地域の方がアメリカの文化を教えてほしいという要望がある場合に赴いたり、ということになります。

委員

かえって活動が増えるということではないんですね。

浅山学校教育課長

そうですね。決められたものではなく、同意を得て参加するということになります。

| | |
|----------|--|
| 委員 | <p>なにかしらの縛りがないと余計に出席が増えるような気もしたので。ありがとうございました。</p> |
| 栗洲教育長 | <p>他にご質問等ございませんか。 それでは、承認するという事によろしいでしょうか。 異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 議案（３）「吉野川市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。</p> |
| 浅山学校教育課長 | <p>続いて、資料６ページをごらんください。 資料７ページの新旧対照表をご覧ください。 吉野川市教育支援委員会規則に第６条（緊急時の決定）についての条項を「前条の規定にかかわらず、会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認められる議事について、当該議事に関する委員から意見を聴いた上、決定することができる」第２項「前項の規定による決定をしたときは、会長は、次の会議においてこれを報告しなければならない。」をそれぞれ新設いたします。 市教委では、各校の支援が必要な児童生徒の状況を調査し、特別支援学級入級または特別支援学校入学が適当であるかどうか等を判断する教育支援委員会（判断会）を９月、１月の年２回、開催しております。 しかしながら、学年末に、他市町ですでに支援学級入級が必要であると判断されている児童生徒が転入し、急ぎ判断が必要にもかかわらず、会議を招集する時間的余裕がない等の場合があり、これまでは慣例として、緊急措置として関係委員の意見を聞くことにより決定しておりました。 この度の改定は、その緊急措置について明記し、関係委員からの意見を聞くことにより決定する旨、明記し、法的根拠を明確にしたものであります。 ご審議よろしく願いいたします。</p> |
| 栗洲教育長 | <p>教育支援委員会というものがございまして、そこで、例えば、知的障がい学級が適切であるとか、情緒障がい学級が適切であるとか、判断を仰いでいます。年二回開催しているのですが、それが終了した後に転校等により急遽入れてほしいという児童がいた場合、持ち回りをしていたのですが、それを規則に明記するものです。 ご質問等ございませんか。 異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 議案（４）「吉野川市中学校夜間学級就学援助費交付規則の制定について」事務局より説明をお願いします。</p> |
| 浅山学校教育課長 | <p>資料９、１０、１１ページをごらんください。 このたび、来年度開校いたします、県立夜間中学校しらさぎ中学校へ本市から通学する方で、経済的理由により就学困難と認められる夜間中学校在籍生徒、またはその保護者に対して、学用品、通学用品費、校外活動費の３種類の援助費を支給するべく、当初予算に計上しておるところでございますが、計上するにあたり本規則を制定し、就学援助費交付事業を進めるものであります。ご確認ください。 なお、認定するか、いなかについては、準要保護家庭同様に就学援助認定委員会にて判断、支援してまいります。以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> |
| 栗洲教育長 | <p>４月から開校します県立夜間中学校就学生徒への支援に対する規則です。 ご質問等ございませんか。</p> |
| 委員 | <p>対象者の方はどれくらいいらっしゃいますか。</p> |
| 栗洲教育長 | <p>今現在、吉野川市は０人です。</p> |

| | |
|----------|---|
| 委員 | 校外活動費は宿泊を伴うものでないもの、となっておりますが、夜間中学校には修学旅行みたいなものはないのですか。 |
| 浅山学校教育課長 | あるとは聞いております。 |
| 栗洲教育長 | 来年度に関しては、実施予定はなしと聞いております。 修学旅行については、費用も高額になります。外国人の方はそうではない場合もありますが、日本人であれば、中学校は卒業されており、高齢の方が多くなりますので、その方々に修学旅行費の補助が必要か、という判断です。 他にございませんか。 異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 議案（５）「吉野川市総合型地域スポーツクラブ支援事業補助金交付要綱の制定について」事務局より説明をお願いします。 |
| 近藤生涯学習課長 | 資料、１８ページをご覧ください。 この要綱は、日本スポーツ振興センター、ＴＯＴＯから補助される総合型地域スポーツクラブ補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものでございます。令和２年度までの同補助金につきましては、団体から直接、日本スポーツ振興センターへの申請手続きでございましたが、令和３年度から市を介しての申請手続きに変更となったことに伴う要綱の制定でございます。 なお、補助金の交付額につきましては、歳入として全額計上し、歳入と同額を補助金支出といたします。以上でございます。 |
| 栗洲教育長 | ただいまの件について、ご質問等ございませんか。 |
| 委員 | 収支が同じということですね。 |
| 栗洲教育長 | 今までは団体が申請していたものを、市を介して申請する、ということです。 |
| 近藤生涯学習課長 | 事務的なことも含めまして、市が関与しないといけないと法律が変わりまして。市を介しての補助金支出となります。 |
| 委員 | わかりました。 |
| 栗洲教育長 | 他にございませんか。異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 議案（６）「吉野川市指定文化財の指定について」事務局より説明をお願いします。 |
| 近藤生涯学習課長 | 資料、２０ページをご覧ください。 前回、２月２５日の教育委員会定例会においてご承認いただき、市の文化財保護審議会へ諮問しておりました４件の文化財、２０ページの（１）から（４）となりますが、この４件の指定につきまして、３月１６日に開催されました吉野川市文化財保護審議会において、全て市の文化財として指定することが適当と認められました。 答申の書面は、２１ページとなります。この答申を受けまして、本日の教育委員会において市指定文化財として決定していただきますよう、よろしく願いいたします。 なお、本日の教育委員会において決定をいただいた後、３月２３日付で告示する予定としております。 以上でございます。よろしく願いいたします。 |
| 栗洲教育長 | 前回見て頂いたのを覚えていらっしゃいますか。それが全て適当であると認められたということです。 異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 それでは、報告事項に移ります。 |

報告事項(1)「令和3年3月市議会定例会一般質問について」事務局より説明をお願いします。

浅山学校教育課長

学校教育課分からご説明いたします。

まず、質問順位1 細井英輔議員から「今後の行事及びイベント等の実施について、学校の対応は」とのご質問がございました。

学校行事につきましては、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえ、学校が独自性を発揮して取り組むことで、その校の教育が創造されていくものであると考え、今後、他の学校行事につきましても、各校の創意工夫を凝らした独自性を尊重し、「Withコロナ時代」に適応した安全安心な教育活動の推進を図っていく旨、ご答弁いたしました。

続いて、質問順位2番 岡田晋議員から「市立小中学校の校則について、校則の現状は、校則の見直しは」とのご質問がございました。

「校則の現状は」につきましては、各学校では、入学説明会等を通じて、保護者の方にも校則の意義を丁寧に説明し理解を求めるとともに、学校と家庭が連携し、健全な生活習慣が身に付くよう適切な指導をおこなっている旨、ご答弁いたしました。

次に「校則の見直しは」につきましては、校則が学校教育目標の具現化に資するよう、また、児童生徒の人権に配慮し、教育的配慮のもと運用され、地域の状況などを踏まえたものへと改善していけるよう、今後校長会に提案し議論を重ねてまいらる旨ご答弁いたしました。

加えて再問として「時代に応じた好ましい校則のあるべき姿と今後の教育に対する考えは」とのご質問があり、教育長がご答弁いたしました。

校則が学校教育目標の達成に資するものか、児童生徒の実態や社会状況の進展等を踏まえているか、児童生徒の内面的な自覚を促すことのできる内容かなどの観点から見直すことが重要であるとともに、平素より学校教育は時代の変化に対応して変わらなければならない部分と、もう一方で「人間としての在り方」や「自他の生命を大切にする」といった、時代がどのように変化しようとも変わらない、変えるべきでない部分の両者、いわゆる「不易」と「流行」を重んじ、真摯に取り組まれるべきである旨ご答弁いたしました。

近藤生涯学習課長

質問順位4番 栗原議員からの6「成人式について」(1)「延期になっている成人式の予定は」とのご質問がありました。

松原副教育長から、延期いたしました式については、本年の8月に開催する案、また、来年の1月に令和3年・4年分を、午前と午後に分散した2部構成で実施する案などで検討をしている。現時点では決定するには至っていないが、今後、諸情勢を見極めながら、開催の時期・方法・会場などを実行委員会を中心に協議し、できる限り早い時期に決定できるよう取り組んで参りたいとの答弁をいたしました。

次に、同じく、栗原議員からの7「市民プラザについて」(1)「ネーミングライツの状況は」とのご質問がありました。

松原副教育長から、厳しい財政状況の折、新たな歳入の確保として、「ネーミング・ライツ導入に向け、「実施方針・実施基準」などの制度設計について早急に整備するなど、できるだけ早期な運用ができるよう「吉野川市ネーミングライツ事業」のガイドラインや要綱について検討し、現在、その制定に向け取り組んでいるところである。

教育委員会としては、ネーミングライツ事業のガイドラインに基づき、今後、「導入予定施設の選定」、「料金設定・契約期間の妥当性および時期」について検討し、早期に導入できるよう取り組んで参りたいとの答弁を致しました。

以上でございます。

栗洲教育長

前半、ご質問等ございませんか

委員

2番ですが、校則は私立ではないので、市教育委員会でまとめると思うのですが、どのように誰が決めているのですか。そして誰が見直すのですか。

栗洲教育長

それは、教育委員会では決めておりません。学校長の裁量でございます。

| | |
|----------|---|
| 委員 | 各学校で決めているのですか。 |
| 栗洲教育長 | そういうことです。今回は、時代に合っていないような校則があるのではないですかという質問でしたので、そういう部分があるかどうかということも含めて、再度検討しないとはいけませんね、という答弁をいたしました。最近問題がいろいろ起きてますので、吉野川市は大丈夫ですかという、大きな意味でのご質問ですね。 |
| 委員 | 報道等でもありましたよね。 吉野川市に特別あった記憶もないですが、時代に合っていないのがありますかということですね。 それと、成人式なんですけど、実行委員会の当事者との話を進めている、ということですか。 |
| 近藤生涯学習課長 | そうです。年度が替わっておりますので、前回していただいた実行委委員会委員さんに再度連絡いたしまして。引き続きやって頂けるかどうかの確認と、該当する約340人の意見をそれぞれ集約をしていただいて、実施の内容等について協議・検討していただけるかということ。 |
| 委員 | 実行委員会の方達も大変ですね。判断が偏らないように。いろいろ難しいですね。 |
| 近藤生涯学習課長 | 早めにしてあげたいという気持ちはあるのですが。対象者の方から、夏は遠慮したいという意見があれば、検討したいと思っております。 |
| 委員 | 1番の細井議員さんの質問で、認定こども園での学校の対応はというのは。 |
| 木屋村副教育長 | 認定こども園については、例えば、運動会などの行事について、それぞれ園によって実施方法が違っていたので、今後こども園における行事において、どのような方針で望むのかというような。こども園は別の質問でした。 学校については、修学旅行とか大きな行事もあったのですが、今後教育委員会としては学校行事をどのような方針で望むのか、という趣旨の質問でした。 基本的に教育委員会としては、学校の独自性を重視しつつ、泊を伴うような大きな行事については、ガイドライン、方針をきちんと示していくというような、調整・安全確保をしながら進めてきた旨の回答をいたしました。 |
| 委員 | 学校と、こども園は、どのようにされているのですか、という質問だったんですね。ことさら、行事とイベントと書いているから、どういうことかと思いましたが、そういうことなのですね。わかりました。 |
| 委員 | ネーミングライツですが、どこまで権利があるのですか。 |
| 松原副教育長 | 建物の名称が主となります。運営などは別となります。 |
| 委員 | 運営は関係ないということですね。 |
| 松原副教育長 | 教育委員会としては、市民プラザと上桜スポーツグラウンド、2箇所の募集を考えております。 |
| 栗洲教育長 | よろしいでしょうか。それでは、5番 岸田議員から、お願いします。 |
| 浅山学校教育課長 | 続いて、質問順位5番 岸田益雄議員から、「学習指導要領について」①消費者教育への取組は②伝統や文化に関する教育への取組は、とのご質問がございました。 |

「消費者教育への取り組みは」についてでございますが、小学校では、家庭科において、必要とする物の中身をしっかりと確認し購入するという身近なものの選び方等を考え、工夫することの大切さを学習し、中学校では、オンラインゲーム等における消費者被害の背景と適切な対応について理解し、自立した消費者として責任ある行動が取れる生徒の育成に努めておる旨ご答弁いたしました。

続きまして、「伝統や文化に関する教育の取組」につきましては、小学校では、地域に伝わる伝統芸能であるについて、その歴史や伝統と文化の魅力を実感したりする活動を通して、ふるさとに誇りを持つことのできる児童の育成を。中学校では、生徒自身が個々にテーマをもって、校区の神社等を訪れ、調べ学習を通じて調査結果をまとめる活動をそれぞれ行っており、こうした取組は、主として「総合的な学習の時間」や社会科等を通して行い、更に、特別の教科「道徳」において、多面的・多角的に物事を捉え、自らの生き方についての考えを深める学びへとつなげておる旨、ご答弁いたしました。

加えて「伝統と文化の継承」について再問があり、教育長がご答弁いたしました。

教育長として、本市まちづくりの基本理念である「世代を超えて夢紡ぐまち」の実現には、本市の宝である子どもたちが、ふるさとを愛し、誇りを持つことができる教育が重要であり、その根幹となるものが「伝統」と「文化」であると捉え、今後、なお一層、本市の先人が紡いできた伝統と文化の継承と、その更なる充実を目指して取り組んでまいる旨ご答弁いたしました。

続いて、質問順位7番 阿佐勝彦議員から「防災への取組と防災教育について」①小中学校の防災教育の現状は②小中学校のタブレット端末を活用した防災教育を行う考えはとのご質問がございました。

「小・中学校の防災教育の現状は」につきましては、小学校では、専門家を講師に招き、校区をフィールドワークしたり、調査した内容をグループでまとめたりして、地域の災害リスクや安全対策について保護者や地域の方々に発信する活動を。また、中学校では、校区のハザードマップの作成や阪神淡路大震災に関連する防災施設等の見学に加え、校区の小学校で行われる地域総合防災訓練への参加を通して、実体験に基づく防災意識及び実践力の向上を図っておる旨ご答弁いたしました。

次に「小・中学校のタブレット端末を活用した防災教育を行う考えは」につきましては、各学校及び関係機関等と連携し、子どもたちがいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、将来、地域社会の防災活動に進んで参加し、貢献できる人材の育成をめざして、今後はICTの活用も含めた防災教育の更なる充実に向け、全力で取り組んでまいる旨ご答弁いたしました。

最後に、質問順位8番 岡田光男議員から「少人数学級と1年単位の変形労働時間制について」①35人学級が導入となった場合の影響は②1年単位の変形労働時間制を導入すべきでないとするのが見解はとのご質問がございました。

まず、「35人学級が導入となった場合の影響は」につきましては、本市において、令和7年度までの小学校における児童数をもって、1学級あたりの人数を推計したところ、「市内に適用される学級はない」というのが実情である旨ご答弁いたしました。

次に「1年単位の変形労働時間制を導入すべきでないとするのが見解は」とのご質問につきましては、市教育委員会といたしましては、教員の長時間労働の改善につなげるためには、「1年単位の変形労働時間制」ということの前には、学校現場の意見にもしっかりと耳を傾け、業務の効率化や研修の抜本的見直しを含めた教職員の働き方改革に努めるとともに、加配教員の増員につきましては、県教委に対し、引き続き、強く要望を行ってまいる旨ご答弁いたしました。

以上でございます。

栗洲教育長 3名の議員さんの答弁内容です。ご質問等ございませんか。

委員 そもそも、変形時間労働制を導入することのメリット、デメリットとは。働き方改革にどのようにそぐわないか、教えていただけますか。

浅山学校教育課長 変形時間労働制は、働き方改革として、教員が長期休暇、つまり夏休み中にまとめて休業がとることができます。そのためには、休暇を取る前に、5時までの勤務を7時

でにして、その勤務分を夏休み中に消化する、と。まさに変形となるのですが、勤務時間を流動的に使いながら、先生方が余裕をもって勤務をしようという仕組みです。

ただ、逆に、今までだったら5時に勤務終了となっていたものが、7時に設定することによって、その期間多く勤務することになる可能性もある、と。

委員 働き方改革として、時間を貯金しておいて、長期休暇期間に消費するということですね。5時から7時までの仕事は、確実に生じるのでしょうか。

木屋村副教育長 これは、全ての教員に、ということでもないんです。希望される教員に対して、説明をした上で実施するというです。長くても2時間。4月5月は学校が忙しいので、校長が超過勤務を命じた場合、夏休みに休暇取得する。一年を通じて、平たく勤務時間がそろうように、というような制度なんです。

委員 無理矢理、勤務させるということではないのですね。忙しいときの分を補えるようにと。

木屋村副教育長 そうです。それを法律で制度化したと。

委員 岡田議員さんは、それを取るべきではないと質問されたんですね。わかりました。

栗洲教育長 変形時間労働制の考え方というのは、確かに納得するべきところはあるのですが、実際にそのように勤務して、夏休みにその分をとれる確約がないと。そもそも、一日の勤務時間をきちんと5時までにするべきではないか、という考え方もあります。ちなみに吉野川市は、今のところ制定を見送っております。

委員 分かりました。

委員 2番の岡田議員の、校則の見直しは、というところなんです。制服で男子はこれ、女子はこれ、と決められるところがあるとしたら、LGBTの観点からしたら好ましくない。トランスジェンダーの子どもたちが、制服を自由に選べるように見直していただけたらと思います。

栗洲教育長 おっしゃるとおりだと思います。他にございませんか。では、報告事項(2)「山瀬小学校屋内運動場改築工事の進捗状況について」事務局より説明をお願いします。

和泉教育総務課長 山瀬小学校の屋内運動場改築工事の進捗状況につきまして、ご報告させていただきます。資料は、別添の資料をお手元に配布しております。

先月の報告から、その後、工事は順調に進捗し、2月中旬、杭打ち工が終了後、杭打ち機を解体し2月20日に杭打ち機が搬出されました。

1ページ目の写真は、3月10日の現場状況で、基礎工事の全景、2ページ目も角度を変えての地業工事の様子と、その下の写真は、杭打ちした杭で、上部に金具を取り付け、基礎を立ち上げていきます。

3ページ目が3月19日の現場状況で、基礎配筋の全景と4ページ目が基礎配筋の、アップとなっております。

今後、基礎配筋が出来上がりましたら基礎型枠に移ってまいります。4月には、基礎コンクリート打設が行われ、その型枠が外されますと、基礎工事もだいぶ進んで参ります。

以上、直近の進捗状況と今後の予定であります。

今後も、その都度、進捗状況等につきましては、委員の皆様へ、ご報告してまいります。以上でございます。

| | |
|----------|---|
| 栗洲教育長 | ご質問等ございませんか。 |
| 委員 | 杭打ち工事が遅れた分、工期は遅くなるのですか。 |
| 和泉教育総務課長 | 杭打ち工事が停止したことによるのが、2か月半ほど。また、杭打ち工法が変更した分で10日ほど。約3か月ほど遅れています。 工程では8月末に工事完了予定でしたが、3か月分は遅れてくる可能性があります。教育委員会としても、その3ヶ月間を少しでも短縮できるように協議を重ねております。3か月まではいかないにしても、延伸は避けられない状況と思われま。 |
| 委員 | 山瀬小学校の卒業式に参加しているときに、そのような話がでまして。運動会に重なってしまうのではないかと。11月の完成になってしまったら、運動会の10月開催は難しいかと。春の運動会になるのかと。それで質問させていただきました。ありがとうございます。 |
| 委員 | 工事中の騒音とかは問題ないのですか。 |
| 和泉教育総務課長 | 騒音と振動については、監視計がついておりまして、設定以上の騒音等が生じた場合は警告音が鳴るようになっております。 また、卒業式の間は、施工を中止するように、配慮しております。 |
| 栗洲教育長 | 他にございませんか。 それでは、報告事項(3)「学校給食用物資調達納入業者登録について」事務局より説明をお願いします。 |
| 岡田主幹 | 資料29ページをご覧ください。 報告事項3「学校給食用物資調達納入業者登録について」を説明させていただきます。学校給食用物資の購入は地場産の野菜等を除いた吉野川市学校給食用物資調達納入要綱に定められた基準を充たした登録業者から購入することとなっています。 この登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっております。令和3年度の登録申請受付を行ったところ、いずれも継続申請で、新規の申請はありませんでした。書類審査の結果、選定基準を充たしており、本年度の納入状況も誠実で良好であるため、令和3年度の学校給食用物資納入業者として登録することといたしましたので、教育委員会事務委任等規則第4条の規定に基づき、ご報告させていただきます。以上でございます。 |
| 栗洲教育長 | ただいまの報告事項について、ご質問等ございませんか。 報告事項(4)「吉野川市修学旅行取消料支援金支給要綱について」事務局より説明をお願いします。 |
| 浅山学校教育課長 | 続いて、資料をごらんください。 2月定例教育委員会にてご報告いたしました、修学旅行の取消料支援金支給事業実施に際し、吉野川市修学旅行取消料支援金支給要綱を作成した上で、本要綱に則り、このたび、支給支援を実施いたしましたことご報告いたします。 本市中学校4校の修学旅行実施状況でございますが、鴨島東中学校は、淡路・鳴門方面、鴨島第一中学校は広島方面、川島中学校は高知・香川方面での修学旅行を実施いたしました。山川中学校は85%の同意が得られなかったため、中止といたしました。 なお、鴨島第一中学校においては、12月の旅行予定を学校がキャンセルしたことによる取消料が発生し、該当者には、20%を上限として支援金を支給いたしました。 |
| 栗洲教育長 | 要綱と現状の報告がございましたが、ご質問等ございませんか。 それでは、「5. 教育長職務代理者の指名について」でございます。 |

昨年の3月の定例会での申し合わせにより、教育長職務代理者の任期は、この3月31日で満了します。

職務代理者は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、教育長が指名することになっておりますので、4月1日からの職務代理者について、私より指名させて頂きたいと思っております。

「委員」にお願いできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、任期については、法律では定められておりませんが、昨年の申し合わせと同じく、4月1日から1年間をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長報告をいたします。資料をご覧ください。

3月9日、教育長室にて臨時教育委員会を行いました。内申について、ご協力ありがとうございました。12日、中学校の卒業式、祝辞の方、ありがとうございました。15日文教厚生委員会。15日教職員人事異動内示。17日小学校卒業式。祝辞お世話になりました。23日、定例教育委員会。24日、小中学校修了式。教職員人事異動発表もあり、新聞報道は25日朝刊になります。

令和3年4月の主な予定でございます。8日、始業式。9日午前中小学校入学式。また祝辞の方、お手間かけますがよろしく願いいたします。午後から中学校入学式。祝辞、お願いいたします。5日、县市町村教育委員会教育行政連絡協議会がございますが、今回は私が代表で出席いたしまして、資料は後日配付いたします。15日、聖火リレーがございますが、後で生涯学習課から報告でございます。以上です。

その他として(1)「令和3年度 入学式の内容について」事務局より説明をお願いします。

和泉教育総務課長

先般、協議しました入学式についてですが、小学校卒業式が4月9日(金)午前、中学校入学式が4月9日(金)午後となっております。

出席者については、その際に決まった学校の方への出席をよろしくをお願いします。決定はしておりますが、確認も込めまして改めて申し上げます。

委員各位が参加できない学校につきましては教育委員会の方で対応いたします。

また、コロナ禍でありますので、祝辞については各学校での対応があると思っております。今月の卒業式と同様になると思っております。

具体的には、資料30ページにあるように壇上で読み上げる祝辞は短くし、正式な祝辞は、小学校は31ページ、中学校は32ページのとおりとし、各学校によって、それを書面で手元の式次第に入れたり、会場内に掲示するようになると思っております。

なお、当日に使用する蛇腹の分もお手元に配布しております。ご確認をお願いいたします。以上でございます。

栗洲教育長

卒業式同様をお願いいたします。よろしいでしょうか。

校長先生の方から、教育委員会からの祝辞があった方がよいとの、お喜びの言葉頂いておりますので、入学式もよろしく願いいたします。

それでは、その他(2)「令和3年度 前期学校訪問について」事務局より説明をお願いします。

和泉教育総務課長

令和3年度の学校訪問の件についてですが、資料は特にございません。

学校訪問は、吉野川市教育委員会として、教育機関を訪問することにより、教育活動の現況視察とともに、学校長等との懇談を通じ、教育現場の現況を把握し、学校との連携の強化を図り、教育環境の整備・改善、教育内容の充実・向上に資することを目的として学校訪問を実施しております。

この学校訪問ですが、令和元年度までは、市内の小中学校を、春と秋の、前期と後期に分けて、学校訪問を行ってまいりました。

令和2年度につきましては、前期の春の時期は、コロナ感染症により、学校が休校となり、再開はいたしましたが、学校現場が多忙であったことなどを踏まえまして、秋にまとめて実施いたしました。

現在、いまだコロナ禍でありますので、今年についても、昨年度と同様の調整で、検

討しております。

具体的には、秋以降に、まとめて行う方向で調整し、今年の10月と11月に市内各小・中学校へ希望日を取りまして、実施したいと考えております。以上でございます。

栗洲教育長 今年度のような形での、来年度の実施を行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

それでは、その他(3)「東京2020オリンピック聖火リレーについて」事務局より説明をお願いします。

近藤生涯学習課長 東京2020オリンピック聖火リレーは、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されておりましたが、この度、大会組織委員会より、延期後の聖火リレーの実施概要が発表されました。

徳島県では、4月15日(木)に三好市箸蔵山ロープウェイ登山口駅をスタートし、翌16日(金)に徳島市アスティとくしまへゴールする県内24の全ての市町村を走行する内容で聖火リレーが実施されます。

吉野川市は、4月15日(木)の第3区間となります。吉野川市の聖火リレーのルートは、阿波市吉野町の県道15号線から来るランナーから聖火を西条大橋の中程で受け、そこから県道235号線を南下し、国道192号線手前までの区間となります。ランナーの走行時刻は、12時30分頃から13時00分頃までを予定しております。吉野川市が選出しましたランナーは、女子中学生ランナーと男子高校生ランナーの2名でございます。他の区間につきましては、スポンサー枠のランナーとなり、現在、発表はされておられません。以上でございます。

栗洲教育長 ご質問等ございませんか。

それでは、次第にはございませんが、その他(4)「全熱交換器の導入について」事務局より説明をお願いします。

和泉教育総務課長 全熱交換器の導入について、ご報告申し上げます。資料は、別添の資料をお手元に配布しております。

令和2年9月議会で、補正予算による事業として承認された全熱交換器の設置ですが、設計が完了しまして、工事施工業者と2月26日と一部3月11日に契約いたしました。

資料をご覧ください。

高越小学校と川島中学校以外の13小中学校が工事対象となっております。学校数・設置教室数も多いので、工区を6工区に分けて、6業者と契約いたしております。

現在、各学校・業者・建築営繕室との事前打ち合わせも終了し、工事準備に入っております。

工期につきましては、5月末を予定しております。しかしながら、資材が全国的に不足している為、納期が遅れる場合や、授業しながらの工事となりますので、工期が延びる可能性が予想されます。ただし気温が高くなるまでには、出来る限り、早期に設置の完了を目指しております。

なお、資料の2ページ以降は、導入予定の同等タイプの機種となります。ご参考に添付しましたので、ご高覧ください。以上でございます。

栗洲教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

委員 高越小学校、川島中学校は設置しなくても大丈夫ということですか。

和泉教育総務課長 高越小学校、川島中学校は換気機能がございますので問題ございません。

委員 契約金額が違うのはなぜですか。

栗洲教育長 設置の部屋数が違うからです。

| | |
|----------|--|
| 和泉教育総務課長 | 契約金額が大きいのは、設置数が多いということです。 |
| 栗洲教育長 | それでは、次回の定例教育委員会の日時について、事務局よりお願いします。 |
| 和泉教育総務課長 | 次回の定例会ですが、 4月27日（火）午前10時からの開催とさせていただきたいと思いますが、 いかがでしょうか。 |
| 栗洲教育長 | よろしいでしょうか。 以上をもちまして、定例会を閉会いたします。 |